

第3期八女市障がい者基本計画 中間改訂

【2024（令和6）年度～2028（令和10）年度】

概要版



第3期八女市障がい者基本計画とは

第3期八女市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された市町村障害者計画として策定するものであり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定め、すべての障がい者が、安心して自立した生活を送るための総合的な計画として推進するものです。

本計画は、令和元年度から10年度の10年間を計画期間として策定していますが、策定から5年が経過した中間地点である令和5年度において、制度改正等の社会環境の変化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策の進捗状況を確認し、今後より一層総合的・計画的に推進するため、計画の中間見直しを行いました。

計画の基本理念（めざす姿）

障がいの有無に関係なく、すべての方が安心して
住み慣れた地域で生活できる地域共生社会の実現



基本理念を実現するための3つの基本方針

障がい者の自立支援

相談等の推進

ふれあいのあるまちづくりの推進



第 1 節 障がい者の自立支援

1 障がい者への自立支援 【主な施策テーマ】

(1) 訪問系・日中活動系等サービスの充実	
訪問系・日中活動系等サービスの充実	○様々な公的なサービスや社会資源が調整された総合的なサービス等の環境整備、訪問系福祉サービス事業者の拡大に取り組みます。
グループホームの充実	○親元を離れ、地域で自立した生活を希望する障がい者の生活の場でもあるグループホームの充実に取り組みます。
医療的なケアを必要とする方への支援体制づくり	○医療的なケアを必要とする障がい者が地域で生活を継続できるよう、重層的支援体制整備事業における他機関連携による福祉・医療・保健等が連携する協議の場を活用し、支援体制の仕組みづくりに取り組みます。
ニーズにあわせた地域生活支援事業の推進	○日中一時支援事業や移動支援事業などについてニーズに応じた事業に取り組むとともに、施設入所者への支援のあり方について研究します。
(2) 地域にあった就労への支援	
【重点】 農福連携の推進	○本市の地域性に応じた「農福連携」の仕組みについて協議し、それぞれの課題に対応できるよう、地域全体で取り組みます。
障がい者雇用の促進	○公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターデュナミス、特別支援学校等の関係機関との連携による障がい者雇用の推進に取り組みます。
【重点】 就労定着のための体制づくり	○一般就労に向けた就労移行支援の充実と就労後に職場定着できるよう障害者就業・生活支援センターデュナミスや就労定着支援事業所等の連携強化に取り組みます。
(3) 経済的自立支援の充実	
生活困窮者自立支援事業との連携強化	○生活困窮状態にある障がい者に対して、生活困窮者自立支援制度や関係機関の各事業との連携により、効果的な支援に取り組みます。
情報提供の強化	○相談窓口や相談支援専門員等が障害年金や各種手当の制度理解を深め、相談者が必要とする手続きにつながるよう取り組みます。
(4) 権利擁護の推進	
成年後見制度の利用促進	○中核機関を中心に相談、支援体制の充実に図り、利用しやすい成年後見制度とするために、相談に対応する支援者の研修等に取り組みます。 ○成年被後見人等に適した後見人等の候補者を調整するため、司法・福祉の専門職を交えた受任者調整会議を開催し、適切な候補者選定に努めます。 ○法律や福祉の専門職団体や関係機関の連携強化等を行う組織として設置している地域連携ネットワーク協議会を中心に、ネットワークの連携強化に努めます。
(5) 障がい者虐待の防止	
【重点】 障がい者虐待の防止の推進	○八女市障がい者等自立支援協議会と連携し、障がい者福祉施設従事者等を対象とする研修会に取り組みます。 ○養護者からの虐待が生じた場合、基幹相談支援センターリーベルと連携し、虐待を受けた障がい者への支援及びその養護者への対応に取り組みます。
(6) 自立支援協議会のさらなる推進	
地域課題に応じた取り組みの強化	○個別ケースを通して得られる地域課題について、八女市障がい者等自立支援協議会で議論する仕組みづくりに取り組みます。
専門部会の活性化	○多様化する障がい者とその家族のニーズを分科会等で共有・議論し、また必要に応じて専門部会を設置するなど問題解決に努めます。



2 障がいのある子どもへの支援 【主な施策テーマ】

(1) 障がい児支援の充実	
障がい児通所支援の充実	○各施設が多様なニーズに対応できるよう、特色ある取り組みの研究や、支援員の資質向上のための研修等の環境整備に取り組みます。
【重点】 児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築	○児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築に取り組みます。
(2) 療育支援・教育環境の充実	
家族の接し方（ペアレントトレーニング）等の充実	○障がい児相談支援を充実させ、施設・家庭・学校が連携した支援体制を構築し、必要に応じてペアレントトレーニングが導入できるよう取り組みます。
切れ目のない支援体制の構築	○切れ目のない支援を実現させるために、進学に伴う学校間の連携の更なる強化に取り組みます。

第2節 相談等の推進

1 相談支援体制の充実・強化 【主な施策テーマ】

(1) 八女市障がい者基幹相談支援センターリーベルを中心とした体制強化	
関係機関との連携による相談支援の更なる強化	○地域におけるあらゆる相談支援機関の機能や役割を明確化し、連携を進めることで、相談支援のさらなる強化に取り組みます。
【重点】 医療機関との連携強化	○ネットワークをさらに発展させるため、各医療機関の医療ソーシャルワーカーとの顔の見える関係の構築を目指し、本市独自のネットワーク構築に取り組みます。
(2) 専門的人材の育成・研修体制の整備	
【重点】 必要とされるニーズの調査と研修体制の整備	○医療的なケアや行動障がいへの対応など地域に存在するニーズを把握し、より専門性の高い人材育成に取り組みます。 ○多様化・複雑化する相談者のニーズに対応するため、相談援助のスキル向上に関する研修会を開催します。
人材の確保	○地域における相談役である民生委員・児童委員、福祉委員など、相談員に対する支援体制の強化に取り組みます。
(3) 家族への支援	
家族や兄弟姉妹への支援強化	○兄弟姉妹を含めた家族に対する支援やニーズについて調査・研究します。 ○介助者のニーズを調査し、求められるレスパイトケアについて取り組みます。

2 ネットワークの構築推進 【主な施策テーマ】

(1) 八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんを中心とした体制強化	
新しい地域の体制づくり	○八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんに求められる機能を充実させるため、関係機関との意見交換に取り組み、地域に求められるネットワークの構築に努めます。
制度を横断する相談支援体制の構築	○フォーマル・インフォーマルを問わない子育て、障がい者、高齢者などの分野を越えた連携体制の構築に取り組みます。
(2) 地域移行の支援（入所・入院から地域へ）	
地域移行を可能とする体制づくり	○地域移行に向けた幅広い課題に対応するために、八女地区障害者地域生活支援拠点センターすいれんの体験の機会・場の「一人暮らし自立体験ルーム」の機能充実・体制強化に取り組みます。
グループホーム整備の推進	○ニーズに応じたグループホームの設置の推進に取り組みます。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○保健所や精神科病院などの精神保健分野と福祉分野及び地域福祉分野との連携・支援体制強化に取り組みます。



第3節 ふれあいのあるまちづくりの推進

1 地域社会における共生 【主な施策テーマ】

(1) 地域交流の推進	
希望する誰もが参加できるようなイベント等の情報発信の強化	○各施設が取り組んでいる地域交流を目的とするイベントの情報発信を充実させます。
ボランティアコーディネーターとの連携によるボランティアグループの支援	○養成したボランティアが活躍できる環境整備に取り組みます。 ○ボランティアグループの支援を充実させるため、ボランティアコーディネーターとの連携強化に取り組みます。
【重点】 文化・スポーツ体験を通じた交流の促進	○誰もが参加できる文化活動や障がい者スポーツ等の体験の機会を作り、交流促進に取り組みます。

(2) 情報・意思疎通支援の充実	
【重点】 ボランティア養成講座の推進	○手話奉仕員養成講座を定例開催するとともに、各種ボランティア養成講座の開催について検討します。 ○養成したボランティアが活躍できる環境整備に取り組みます。
音声コードの普及啓発	○音声コードを積極的に導入し、誰もが必要な情報を得られる環境整備、普及啓発に取り組みます。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり	
誰もが使いやすい公共施設の推進	○既存の公共施設を改修する際、バリアフリー化を推進します。
民間事業者への啓発	○民間事業者に対してバリアフリー化の啓発活動に取り組みます。

(4) 災害時の安全・安心策の強化	
【重点】 福祉避難所の充実	○既存の指定福祉避難所の機能を充実させるとともに、障害者支援施設などに福祉避難所の機能を持たせるための取り組みを行います。受け入れ先については、合理的配慮を想定して検討を進めます。
災害時の避難支援体制の確立	○災害時の避難支援体制を確立できるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。また、地域における日ごろの声かけを通して、対応力の強化に努めます。 ○避難行動要支援者名簿の整備と、具体的な避難方法等について定めた避難行動要支援者個別計画の策定に努めます。

(5) 福祉教育の推進	
学校等における福祉教育の推進	○市内すべての学校で福祉教育に取り組めるよう環境を整備します。
行政職員に対する福祉教育の推進	○行政職員が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を理解し、合理的配慮を提供できるよう、必要となる研修等に取り組みます。

2 差別の解消 【主な施策テーマ】

(1) 八女市障害者差別解消支援地域協議会の推進	
障がい理由とする差別の解消の推進	○市民を対象とする研修会や講演会の開催、街頭啓発活動に取り組みます。
合理的配慮の推進	○公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターデュナミス等と連携し、民間事業者への周知活動に取り組みます。

